

○久喜市自主防災組織補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 23 日

告示第 198 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の防災意識の高揚及び自主防災活動の技術向上のため、地域にて組織する自主防災組織に対し、毎年度予算の範囲内において自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成 22 年久喜市規則第 59 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において「自主防災組織」とは、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、次条に規定する設立届により市長に届け出たものとする。

- (1) 防災に関する意識の啓発及び知識の普及
- (2) 地震その他の災害の減災対策
- (3) 災害発生時における情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出及び救護、給食及び給水その他の災害への応急対策
- (4) 防災訓練、防災教室等の開催
- (5) 前各号に掲げるもののほか防災のために必要と認められる活動

(自主防災組織の設立の届出等)

第 3 条 自主防災組織を設立しようとするものは、自主防災組織設立届出書（様式第 1 号。以下「設立届」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 自主防災組織の設立は、区（久喜市自治行政運営要綱（平成 22 年久喜市告示第 194 号）第 2 条第 1 項に規定する区をいう。以下同じ。）若しくは複数

の区（以下「区等」という。）を単位として行うことができるものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、自治会を単位として自主防災組織を設立することができるものとする。

3 前項ただし書の規定により自治会を単位として自主防災組織を設立する場合は、当該自治会が所管する区域は、既存の自主防災組織が所管する区域と重複してはならない。既存の自治会を単位とした自主防災組織がある場合において、新たに区を単位とした自主防災組織を設立しようとする場合においても同様とする。

4 設立届には、設立する自主防災組織に係る次の書類を添付するものとする。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 区域図
- (5) 自治会を単位とした自主防災組織の設立にあつては、当該自治会が所管する区域の区長（久喜市自治行政運営要綱第2条第1項に規定する区長をいう。）の承諾書
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、その内容は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自主防災組織設立事業 自主防災組織を新たに設立する事業
- (2) 防災資機材等購入事業 自主防災組織が防災活動を行う上で必要となる防災倉庫又は別表第1に掲げる防災資機材、備蓄品等（以下「防災資機材等」という。）を購入する事業
- (3) 防災訓練実施事業 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる事項に係る訓練を3以上合わせて実施するもの（3以上の事項に係る訓練を計画し、雨天、災害その他のやむを得ない事由により中止又

は縮小して実施するものを含む。)

ア 情報の収集及び伝達

イ 避難誘導

ウ 初期消火

エ 救出及び救護

オ 給食及び給水

(4) 啓発事業等参加・実施事業 自主防災組織が防災活動の向上を目的に行う事業で市長が防災上必要であると認めたもの又は国、県その他の防災に係る団体が実施する防災に関する研修、イベント等に自主防災組織から選出された者が参加する事業

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業ごとに別表第2に掲げる額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、自主防災組織設立事業の実施にあつては一の自主防災組織につき1回限りとし、それ以外の事業にあつては、一の年度につき1回限りとする。

3 補助金の交付は、補助対象事業ごとに行うものとする。補助金の交付に係る手続も同様とする。

(交付申請書の様式)

第6条 規則第6条第1項に規定する申請書の様式は、自主防災組織補助金交付申請書(様式第2号)のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第9条第1項に規定する交付決定通知書の様式は、自主防災組織補助金交付決定通知書(様式第3号)のとおりとする。

(変更承認申請書の様式)

第8条 規則第11条第1項に規定する申請書の様式は、自主防災組織補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）のとおりとする。

（交付決定の変更）

第9条 規則第11条第3項の規定による交付決定の変更又は取消しの通知は、自主防災組織補助金交付決定変更・取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第13条に規定する報告書の様式は、自主防災組織補助金実績報告書（様式第6号）のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第14条の規定による額の確定の通知は、自主防災組織補助金額確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により行うものとする。

（補助金の請求）

第12条 確定通知書を受けた自主防災組織は、速やかに自主防災組織補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（財産処分に係る緩和期間）

第13条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助対象事業の完了後5年とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第14条 規則第20条に規定する書類、帳簿等の保存期間は5年とする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市自主防災組織補助金交付要綱（平成10年久喜市告示第33号）、菖蒲町自主防災組織活動補助金交付要綱（平成21年菖蒲町告示第17号）、栗橋町自主防災組織補助金交付要綱（平成18年栗橋町告示第91号）又は鷺宮町自主防災組織育成事業助成補助金交付要綱（平成8年鷺宮町告示第38号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年3月31日告示第210号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第142号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の久喜市自主防災組織補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付の決定をした補助金については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和5年11月14日告示第522号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月19日告示第267号）

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	品名等
----	-----

本部運営用の防災資機材	作業着 帽子 ヘルメット 腕章 発電機 投光器 コードリール 防水シート テント
情報連絡用の防災資機材	携帯用無線通信機 トランジスターラジオ
消火活動用の防災資機材	消火器 バケツ 可搬式動力ポンプ 消火栓用ホース
救出救護用の防災資機材	スコップ バール ツルハシ ハンマー 斧 鋸 掛 矢 ジャッキ ロープ 梯子 リヤカー 担架 毛布 救急医療セット
避難誘導用の防災資機材	避難誘導旗 ハンドマイク 強力ライト
給食給水用の防災資機材	鍋 釜 携帯用コンロ ポリタンク 浄水機
防災用備蓄食料	アルファ化米 保存水 その他長期間の保存を目的と した備蓄食料
防災用備蓄消耗品	保温シート 携帯トイレ その他防災活動上の目的で 使用される消耗品
その他防災用品	市長が防災上特に必要と認めたもの

別表第 2（第 5 条関係）

事業	補助金額
自主防災組織設立事業	自主防災組織の設立に要する経費の実支出額と世帯割 額（世帯数に 5 0 円を乗じて得た額をいう。以下同 じ。）に均等割額 1 0, 0 0 0 円を加えて得た額を比 較して少ない方の額
防災資機材等購入事業	（ 1 ） 初めて防災資機材等購入事業に係る補助金を 受ける自主防災組織（区等を単位として設立してい るものに限る。）にあっては、防災資機材等の購入 に要する経費の実支出額の 2 分の 1 の額と 3 0 0 , 0 0 0 円を比較して少ない方の額。

	(2) 初めて防災資機材等購入事業に係る補助金を受ける自主防災組織（自治会を単位として設立しているものに限る。）にあつては、防災資機材等の購入に要する経費の実支出額の2分の1の額と当該自治会の世帯数を当該自治会が属する区の世帯数を除して得た数に300,000円を乗じて得た額（複数の自治会を単位とした自主防災組織で、複数の区にまたがっている場合は、それぞれの自治会ごとに算出した額の合算額）と比較して少ない方の額。 (3) (1) 及び (2) 以外の自主防災組織にあつては、防災資機材等の購入に要する経費の実支出額の2分の1の額と50,000円を比較して少ない方の額
防災訓練実施事業	防災訓練に要する経費の実支出額と世帯割額に均等割額20,000円を加えて得た額を比較して少ない方の額
啓発事業等参加・実施事業	啓発事業等参加・実施事業に要する経費（飲食に要する経費を除く。）の実支出額と15,000円を比較して少ない方の額

様式第 1 号（第 3 条関係）

自主防災組織設立届出書

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名
住所
代表者 氏名
電話 ()

下記のとおり自主防災組織を設立しますので、届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名				
代表者	住所			
	氏名		電話	()
組織構成世帯数		世帯		
組織構成人口		人		
組織設立年月日		年	月	日
母体自治行政区等				

2 添付資料

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 区域図
- (5) 自治会を単位として設立する自主防災組織にあつては、当該自治会が所管する区域の区長の承諾書（区長が自署したものに限る。）

様式第2号（第6条関係）

自主防災組織補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名
住所
代表者 氏名
電話 （ ）

次の事業に係る自主防災組織補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の種類 ☐ 自主防災組織設立事業
☐ 防災資機材等購入事業
☐ 防災訓練実施事業
☐ 啓発事業等参加・実施事業
- 2 交付申請額 金 円
- 3 事業の詳細 別紙のとおり

※ 事業の種類には、該当する事業に☑を入れてください。

※ この申請で、1件の事業について申請できます。別の事業を実施する場合は、この様式にて別に申請書を提出ください。

別紙

自主防災組織設立事業

- 1 設立年月日 年 月 日
- 2 組織構成世帯数 世帯
- 3 補助事業の内容

- 4 添付資料
 - ・ 設立総会等の資料
 - ・ 事業計画書
 - ・ 予算書

防災資機材等購入事業

- 1 事業の実施年度 年度
- 2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 組織構成世帯数 世帯
- 4 補助事業の内容

- 5 添付資料
 - ・ 予算書
 - ・ 購入しようとする防災資機材等の見積もり、カタログ等

防災訓練実施事業

- 1 実施年度
- 2 実施予定日
- 3 実施予定場所
- 4 組織構成世帯数
- 5 参加予定者数
- 6 実施する訓練

☐ 情報収集・伝達訓練	☐ 避難誘導訓練
☐ 初期消火訓練	☐ 救出・救護訓練
☐ 給食・給水訓練	☐ その他（ ）

※実施予定の訓練に☑を入れてください。
- 7 添付書類
 - ・ 実施計画書
 - ・ 収支予算書

啓発事業等参加・実施事業

- 1 啓発事業等への参加・実施予定日 年 月 日
- 2 参加する研修等・実施する啓発事業等の名称
- 3 添付書類
 - ・ 参加し又は実施する研修等の概要がわかる書類

※ 申請に係る事業の項目について記入してください。

※ 書ききれない場合は、任意の様式にて作成した資料等を添付してください。

様式第3号（第7条関係）

自主防災組織補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

自主防災組織名
代表者名 様

久喜市長 印

年 月 日付けで申請のあった自主防災組織補助金については、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定により交付することに決定したので、同規則第9条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 事業の種類

2 交付決定金額 金 円

3 支払方法

4 条件

- （1） 事業に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の承認を受けること。
- （2） 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第4号（第8条関係）

自主防災組織補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名

住所

代表者 氏名

電話 ()

年 月 日付け久 第 号で交付決定を受けた自主防災組織補助金について、当該補助金に係る事業について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の種類 ☐ 自主防災組織設立事業
☐ 防災資機材等購入事業
☐ 防災訓練実施事業
☐ 啓発事業等参加・実施事業

2 交付決定額 金 円

3 変更（中止・廃止）の理由

4 変更の内容

※ 事業の種類には、該当する事業に☑を入れてください。

様式第 5 号（第 9 条関係）

自主防災組織補助金交付決定変更・取消通知書

久 第 号
年 月 日

自主防災組織名
代表者名 様

久喜市長 印

年 月 日付けで承認の申請のあった自主防災組織補助金に係る事業の変更（中止・廃止）については、久喜市補助金等の交付に関する規則第 11 条第 1 項の規定により承認し、同規則第 11 条第 3 項の規定により、同補助金の交付決定を（変更する・取り消す）こととしたので、下記のとおり通知します。

記

1 事業の種類

2 交付決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円

3 変更の内容	変更前
	変更後

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

自主防災組織補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名

住所

代表者 氏名

電話 ()

年 月 日付け久 第 号で交付決定の通知を受けた自主防災組織補助金に係る事業について、当該事業が完了したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第 1 3 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の種類 ☐ 自主防災組織設立事業
☐ 防災資機材等購入事業
☐ 防災訓練実施事業
☐ 啓発事業等参加・実施事業

2 交付決定額 金 円

3 事業の詳細 別紙のとおり

※ 事業の種類には、該当する事業に☑を入れてください。

別紙

自主防災組織設立事業

- 1 設立年月日 年 月 日
- 2 組織構成世帯数 世帯
- 3 添付資料
 - ・収入支出決算書
 - ・領収書の写し
 - ・その他設立したことがわかる資料

防災資機材等購入事業

- 1 事業の実施年度 年度
- 2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 組織構成世帯数 世帯
- 4 添付資料
 - ・収入支出決算書
 - ・領収書の写し
 - ・整備した防災資機材等の明細書
 - ・保管場所又は設置場所図
 - ・整備した防災資機材等の写真

防災訓練実施事業

- 1 実施年度
- 2 実施した日 年 月 日
- 3 実施した場所
- 4 組織構成世帯数
- 5 参加した人数
- 6 実施した訓練

☐ 情報収集・伝達訓練	☐ 避難誘導訓練
☐ 初期消火訓練	☐ 救出・救護訓練
☐ 給食・給水訓練	☐ その他（ ）

※実施した訓練に☒を入れてください。
- 7 添付書類
 - ・収入支出決算書
 - ・領収書の写し
 - ・防災訓練の写真

啓発事業等参加・実施事業

- 1 啓発事業等への参加・実施した日 年 月 日
- 2 参加する研修等・実施する啓発事業等の名称
- 3 添付書類
 - ・収入支出決算書
 - ・領収書の写し
 - ・実施・参加した研修等の写真がある場合は、写真
 - ・テキスト、資料、式次第等の写し

※ 実績報告に係る事業の項目について記入してください。

※ 書ききれない場合は、任意の様式にて作成した資料等を添付してください。

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

自主防災組織補助金額確定通知書

久 第 号
年 月 日

自主防災組織名
代表者名 様

久喜市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった自主防災組織補助金に係る事業
について、補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第 1 4 条
の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の種類
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付確定額 金 円

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

自主防災組織補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名
住所
代表者 氏名
電話 ()

年 月 日付け久 第 号で額の確定通知を受けた自主防災組織補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業の種類 ☐ 自主防災組織設立事業
☐ 防災資機材等購入事業
☐ 防災訓練実施事業
☐ 啓発事業等参加・実施事業

2 請求額 金 円

3 振込先

取 扱 金 融 機 関 名								
店 名								
口 座 種 別 ・ 番 号	普 通 ・ 当 座							
ふ り が な								
口 座 名 義								

※ 事業の種類には、該当する事業に☑を入れてください。